

2018年5月8日

4月22日 第2次新点数検討会配付資料の訂正 (スライド資料23「居宅療養管理指導」の☆印)

4月25日付けで厚労省疑義解釈その3(事務連絡)が出され、4月22日(日)の協会主催の第2次検討会で説明した内容に変更が生じたので、下記のように訂正します。

『第二次検討会配布資料のスライド資料23「居宅療養管理指導」の☆印』

- (誤) ☆要件を満たせば、歯在管に対する加算(在宅総合管理加算・NST等連携加算など)が**算定可**
- (正) ☆歯在管に対する加算(文書提供加算、在宅総合医療管理加算、栄養サポートチーム等連携加算1又は栄養サポートチーム等連携加算2)の**算定は不可**

福岡県歯科保険医協会 社保部

福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前第一ビル8階
TEL 092-473-5646 FAX 092-473-7182